

第5 独立行政法人日本スポーツ振興センター

不 当 事 項

予 算 経 理

(138) 会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどして、契約手続が適正でなかったもの

科 目	(特定業務勘定)	経常費用	業務経費
部 局 等	(一般勘定)	経常費用	業務経費
契 約 名	独立行政法人日本スポーツ振興センター本部		
契 約 の 概 要	(1)、(2) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料等の移転に係る保管場所の借上げ		
契 約 の 相 手 方	(1) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収蔵品を保管する場所として東京都足立区綾瀬の倉庫を6年間借り上げるもの		
	(2) 上記の倉庫を1年間延長して借り上げるもの		
契 約	(1)、(2) 日本通運株式会社首都圏支店移転引越第三営業部(平成31年4月14日以前は日本通運株式会社東京引越支店、令和3年4月1日以降は日本通運株式会社関東甲信越ブロックロジスティクスビジネスユニット移転引越第三営業部)		
契 約 金 額	(1) 平成26年2月 一般競争契約		
	(2) 令和2年3月 随意契約		
	(1) 325,907,712 円		
	(2) 55,323,840 円		
	計 381,231,552 円		
会計規則等に反して公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどしていた契約金額	(1) 325,907,712 円		
	(2) 55,323,840 円		
	計 381,231,552 円		

1 賃貸借契約の概要等

(1) 契約手続の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、センターが設置するスポーツ施設及び附属施設を運営するなどのために、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則(平成15年度規則第13号。以下「会計規則」という。)等に基づいて契約を締結することとなっている。

会計規則等によれば、契約担当役は、賃借の契約をする場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないことなどとされている。そして、一般

競争入札に付し、公告内容に基づき申込みをした落札者と契約するときは、公告で示した仕様書の内容によって締結しなければならないことになっている。また、公告で示した仕様書の内容によって落札者が契約を結ばない場合は、仕様書の内容を変更した上で改めて公告して一般競争入札に付するなどする必要がある。

(2) 賃貸借契約の概要

センターは、日本のスポーツ史に関する資料等の博物館資料約6万件(個人や団体から寄託された2,000件以上の博物館資料を含む。)及び歴代オリンピック大会報告書等の図書館資料約16万冊(以下、これらを合わせて「収蔵品」という。)の収集・保存等を行う秩父宮記念スポーツ博物館・図書館(以下「秩父宮博物館」という。)を管理して運営している。

秩父宮博物館は、国立霞ヶ丘競技場陸上競技場(以下「旧国立競技場」という。)に設置されていたが、旧国立競技場の解体及び同地での新たな国立競技場の建設が決定されたことに伴い、センターは、秩父宮博物館を再設置するまでの間、収蔵品を仮保管する必要性が生じた。このため、センターは、平成26年2月に、同年4月1日から令和2年3月31日までを賃貸借期間として、東京都足立区綾瀬所在の倉庫(倉庫棟の2階及び3階並びに事務所棟の1階及び2階。以下「綾瀬倉庫」という。)を保管場所として6年間賃借する賃貸借契約(以下「当初契約」という。)を賃貸借料301,766,400円(消費税等抜き)で一般競争契約により日本通運株式会社首都圏支店移転引越第三営業部(平成31年4月14日以前は日本通運株式会社東京引越支店、令和3年4月1日以降は日本通運株式会社関東甲信越ブロックロジスティクスビジネスユニット移転引越第三営業部。以下「会社」という。)と締結していた。

また、センターは、秩父宮博物館を(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業による移転後の秩父宮ラグビー場に設置することの検討に伴い収蔵品の仮保管期間を延長することとした。このため、2年3月に、同年4月1日から3年3月31日までを賃貸借期間として、綾瀬倉庫を引き続き1年間賃借する賃貸借契約(以下「延長契約」という。)を賃貸借料50,294,400円(消費税等抜き)で随意契約により会社と締結していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、賃貸借契約に係る契約手続は会計規則等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して、当初契約の賃貸借料325,907,712円(消費税等込み)及び延長契約の賃貸借料55,323,840円(消費税等込み)、計381,231,552円(消費税等込み)を対象として、センター本部において、契約書等の関係書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

センターは、当初契約について、賃貸借物件が博物館・図書館の資料という特殊な物の保管場所であるとして、賃貸借物件の立地条件を東京23区内とし、国立代々木競技場にある収蔵庫との業務連携を図るために同競技場を基点として半径5km以内にあること、収蔵品を水害から守るために洪水ハザードエリア外に立地していることなどを仕様書で示して、平成25年9月に公告した。そして、センターは同年11月に一般競争入札を実施し、会社が落札した。その後、センターは同月に会社から賃貸借物件とする予定であった上記の立地条件に

適合する東京都世田谷区若林所在の倉庫(以下「若林倉庫」という。)の貸出しができなくなった旨の連絡を受け、同時に、代替案として賃貸借物件を若林倉庫から綾瀬倉庫に変更すること、及びこの場合には、センターが別途発注する予定であった倉庫内部の湿度管理等を行うための空調工事等について、会社が費用を負担して実施することを提案された。この提案について、センターは、綾瀬倉庫が、国立代々木競技場から直線距離で約16km離れていたり、東京都足立区の洪水ハザードマップで浸水深が2m以上5m未満(当初契約締結時。令和2年8月に公表された国土交通省の洪水ハザードマップでは5m以上10m未満とされている。)と想定される浸水区域に所在していたりして仕様書における立地条件を満たしていないものの、東京23区内であり人と収蔵品の移動に支障はなく、また、賃借する倉庫棟は2階と3階であるため業務上水害の影響はないと考えた。その上で、賃貸借料とは別に発生することを見込んでいた倉庫の空調工事等に係る費用が不要となることを考慮すれば、条件的に良いものであると判断した。そして、平成26年2月に、賃貸借物件を綾瀬倉庫として、落札額で当初契約を締結し、その後令和2年3月に、引き続き1年間綾瀬倉庫を賃借する延長契約を締結していた。

しかし、センターは、前記のとおり契約に関する仕様書に保管場所の立地条件を国立代々木競技場から半径5km以内で洪水ハザードエリア外に立地している物件と示していたことから、同競技場から約16km離れていたり、洪水ハザードエリア内に立地していたりする物件でも良いとするのであれば、入札の公正性を期するとともに、競争性を確保して経済性を追求するために、会社と契約を締結せず、仕様書の内容を変更した上で、改めて公告して一般競争入札に付する必要があるがあった。

また、センターは、前記のとおり、業務上水害の影響はないと判断して仕様書の内容を満たしていない綾瀬倉庫を賃借する当初契約を締結していた。しかし、想定される洪水が発生した場合、事務所棟の1階及び2階並びに倉庫棟の1階共用部分が浸水するのに加えて、歩道と同じ高さに設置された高圧キャビネット内の開閉器等が水没して商用電源が途絶して、倉庫棟のエレベータが停止して収蔵品の搬入・搬出が不可能となったり、空調設備等が停止し倉庫内の湿度が上昇して収蔵品が汚損したりするおそれがある状況となっていた。

さらに、センターは、綾瀬倉庫を賃借する当初契約を締結するに当たって、綾瀬倉庫を対象とした見積書や空調工事の見積書を提出させるなどして綾瀬倉庫の賃貸借料を精査することなく、若林倉庫の賃貸借料に基づいた落札額で当初契約を締結していた。

したがって、センターが、改めて一般競争入札に付することなく公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結していたこと、及び公告で示した仕様書の内容を満たしていない当初契約の賃貸借期間を1年間延長していたこと、並びにこれらの結果、想定される洪水が発生した場合に収蔵品が汚損するおそれがある状況となっていたことなどは適切でなく、前記2契約の賃貸借料381,231,552円(消費税等込み)は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、賃貸借契約を締結するに当たり、会計規則等を遵守して契約手続を適正に行うことの認識が欠けていたことなどによると認められる。

そ の 他

(139) 水道施設の移設等に当たり、消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大となっていたもの

科 目	(特定業務勘定) 経常費用 業務経費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター本部
協 定 名	新国立競技場整備事業の施行に伴う水道施設の支障移設に関する協定
協定の概要	新国立競技場整備事業の施行に伴い支障となる水道施設の移設等に係る工事に要した費用を負担するもの
協定の相手方	東京都
協 定	平成 27 年 4 月
支 払 額	3,269,005,801 円(平成 27、28、30、令和元各年度)
過大となっていた支払額	239,516,534 円

1 補償の概要等

(1) 補償の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、新国立競技場整備事業の施行に当たって、東京都の所有する水道施設が同整備事業の支障となることから、平成 27 年 4 月 8 日に、当該施設の移設等の工事(以下「水道移設等工事」という。)に係る計画、費用負担等を定めた協定を東京都との間で締結するなどし、27 年度から令和元年度までの間に、水道移設等工事を東京都に依頼して実施している。

協定等によれば、東京都は、水道移設等工事のしゅん工後、水道移設等工事に要した費用(以下「工事費」という。)を精算し、精算額を速やかにセンターに通知すること、水道移設等工事により設置された水道施設は東京都に帰属すること、工事費をセンターが全額負担する(以下、センターが負担する金額を「移設等補償費」という。)ことなどとされている。

そして、センターは、移設等補償費として、東京都から提出された精算に係る通知書(以下「精算額通知書」という。)に示された計 3,269,005,801 円(平成 27、28、30、令和元各年度)を精算額として東京都に支払っていた。

(2) 消費税の取扱いの概要

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡等に課すこととされている。

なお、消費税は、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みが採られているが、事業者の課税売上高等によっては、課税仕入れに係る消費税額のうち控除することができない額(以下「控除対象外消費税額等」という。)が生ずることがある。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、移設等補償費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、平成27、28、30、令和元各年度に東京都に支払った移設等補償費を対象として、センター本部において、精算額通知書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

センターは、移設等補償費は消費税法上の資産の譲渡等の対価に該当するなどとして、東京都から提出された精算額通知書のとおり、工事費(消費税抜き)に、消費税率8%を乗じて算定した消費税相当額を加算するなどして算定した3,269,005,801円を移設等補償費として東京都に支払っていた。

しかし、前記のとおり水道移設等工事により設置された水道施設は東京都に帰属することから、移設等補償費は消費税法上の資産の譲渡等の対価に該当しない。このため、移設等補償費は消費税の課税対象外となり、東京都は消費税を負担しないことから、センターは、移設等補償費の算定に当たり、工事費(消費税抜き)に消費税相当額を加算すべきではなかった。

一方、東京都水道局(水道事業会計)の消費税の確定申告書によれば、東京都において負担することとなる控除対象外消費税額等が生ずることから、センターは、工事費(消費税抜き)に、水道移設等工事に係る控除対象外消費税額等を加算すべきであった。

したがって、上記によるなどしてセンターが負担すべき適正な移設等補償費を算定すると、計3,029,489,267円となり、前記の移設等補償費支払額3,269,005,801円との差額239,516,534円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、移設等補償費の算定に当たり、消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。